

2025年3月27日

USEN 少額短期保険株式会社

令和7年3月23日に発生した林野火災により 被害を受けられた皆さまへ

令和7年3月23日に発生した林野火災により被害を受けられた皆様に心からのお見舞いを申し上げます。
当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、保険料払込猶予期間の特別措置を実施させていただきます。

<保険料払込猶予期間の特別措置>

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。
特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

お客さま専用フリーダイヤル 0120-009-680

※ 受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

※2025年3月27日更新

適用都道府県	適用地域	法適用日
愛媛県	今治市（いまばりし）、西条市（さいじょうし）	3月23日